

事業所内部で実施している研修（内部研修）の他に

なぜ『外部研修』受講が必要なのですか？

『外部研修』機関を選ぶ基準は何でしょう？



## 登録販売者の役割と開設者の責任：

登録販売者は、第2類及び第3類の医薬品の販売、情報提供等を担う立場にあることから、一般用医薬品販売業者等は、登録販売者に対し一定の水準以上の研修を実施し、その質の向上を図る必要があります。

## 外部研修（実施機関）に必要な条件：

このためには、研修の専門性、客観性、公正性等の確保の観点より、一般用医薬品販売業者等が自ら登録販売者に対し研修を適切に行うことに加え、外部の研修実施機関が行う研修（以下「外部研修」という。）を受講させることが適当だからです。

詳細は、厚労省『外部研修ガイドライン』に関する通知をご覧ください。

ご存じですか？『厚労省 平成29年8月24日 事務連絡』

登録販売者外部研修実施機関として備えるべき6要件【厳格です】

当協会は、新基準による外部研修実施機関届を平成30年度提出済みです。



『厚労省平成29年8月24日 事務連絡』

◎ 登録販売者外部研修実施機関として備えるべき6要件【厳格です】

- 1.①研修の専門性・客観性・公正性の確保があること。  
②登録販売者の職能に応じた相当の研修実績を有していること。
- 2.外部研修の実施体制
  - ①客観性の確保（教育・学術関係者・消費者等の参画があること）
  - ②実施要領を定めていること。
  - ③講師が、専門的な技術・知識を有していること。
  - ④公正性の確保（研修の実施方法・実績等の情報を公開していること）
  - ⑤自治体への届出（実施研修概要・実施方法・実績等の情報）
- 3.外部研修の形式が適正であること。
- 4.外部研修の内容が適正であること。
- 5.外部研修を、毎年定期的・継続的に実施していること。
- 6.外部研修の修了認定・修了証の交付を適正に行うこと。

安心!!『まじめ・正直な研修』  
当協会は、これら全ての要件を  
満たしています。

詳細は、事務連絡をご覧ください。



厚生労働省

『登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン』

平成29年8月24日 厚労省事務連絡

**新『外部研修実施機関基準』完全準拠**



**当協会実施研修は『登録販売者外部研修』です。**

**真面目・正直な  
『公益目的』の研修です。**

